

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ
効果的に推進するための基本的な方針

令和 7 年 9 月 5 日
閣 議 決 定

目 次

はじめに	1
第1章 日本語教育の推進の基本的な方向	3
1 日本語教育推進の目的	3
2 国及び地方公共団体の責務	3
3 事業主の責務	4
4 関係省庁・関係機関間の連携強化	4
第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項	4
1 日本語教育の機会の拡充	4
(1) 国内における日本語教育の機会の拡充	4
ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育	4
イ 外国人留学生等に対する日本語教育	7
ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育	8
エ 難民等に対する日本語教育	10
オ 地域における日本語教育	11
(2) 海外における日本語教育の充実	13
ア 海外における外国人等に対する日本語教育	13
イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育	15
2 国民の理解と関心の増進	16
3 日本語教育の水準の維持向上等	17
(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上	17
(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等	18
4 教育課程の編成に係る指針の策定等	20
5 日本語能力の評価	21
6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供	22
(1) 日本語教育に関する調査研究等	22
(2) 日本語教育に関する情報の提供等	23
第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項	24
1 推進体制	24
(1) 日本語教育推進会議・日本語教育推進関係者会議	24
(2) 地方公共団体における推進体制	24
2 基本方針の見直し	25

はじめに

近年、我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）が改正された平成 2 年末の約 108 万人（総人口の約 0.87%）と比べて、令和 6 年末現在で約 377 万人（総人口の約 3.04%）に増加し、日本で就労する外国人は、令和 6 年 10 月末現在で 230 万人となり、それぞれ過去最多を記録している。

この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は平成 2 年 11 月の約 6 万人から、令和 5 年 11 月現在で約 26 万人に増加している。また、世界の 143 か国・地域において日本語教育が実施されていること、日本語学習者数は約 400 万人に上ることが令和 6 年度の調査で確認され、海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和 7 年 6 月 6 日改訂）、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和 4 年 6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和 7 年 6 月 6 日一部変更）を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めている。

平成 31 年 4 月から、特定技能制度が開始され、令和 6 年 6 月の入管法及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）の改正により育成就労制度が創設された。今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、学習目標を明確化するとともに、日本語教育の更なる充実が求められている。

日本語教育を推進することを目的として、令和元年 6 月 28 日には、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。）が公布、施行された。また、同法を踏まえ、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みとして「日本語教育の参照枠」¹（令和 3 年 10 月文化審議会国語分科会）が示されるとともに、令和 6 年 4 月には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和 5 年法律第 41 号。以下「日本語教育機関認定法」という。）が施行され日本語教育機

¹ 「日本語教育の参照枠」では、5つの言語活動（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」）別に、日本語能力の熟達度を A 1 ～ C 2 までの 6 つのレベルで示している。

関認定制度が創設された。

日本語教育推進法において、国は、法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められた。本方針（以下「基本方針」という。）は、同法第10条第1項の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

なお、基本方針において「日本語教育」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者（以下「外国人等」という。）が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、各国・地域との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては、次の（１）から（７）の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していく必要がある。

- （１）日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- （２）日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- （３）日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- （４）日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- （５）日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与するよう行われなければならない。
- （６）日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- （７）日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満１５歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

3 事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。

国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また、海外においては、日本語教育が各国・地域の状況に応じて適切に行われることに加えて、持続的に行われることが必要である。このため、国は、独立行政法人国際交流基金（以下「J F」という。）、独立行政法人国際協力機構（以下「J I C A」という。）、日本語教育を行う機関、各国・地域の行政機関及び教育機関、日本語教師会、日本企業、日本人及び日系人コミュニティ、帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子供も増加しており、複数の言語環境にあつて

日本語指導が必要な児童生徒は合わせて約 6.9 万人²となっている。

さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化や、散在化が見られるなど、外国人児童生徒等をめぐる状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。

加えて、約 8,600 人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にある³という実態が明らかとなった。

子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り^{ひら}くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進、外国人等の子供自身の意見の重要性についても留意する。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資する。

【具体的施策例】

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度の活用や、児童生徒の資質・能力を育成するための日本語と教科の統合学習を含む体系的・専門的な指導の充実を推進する。
- ・ 外国人児童生徒等の「ことばの力」を多角的かつ包括的に捉え個に応じた学習・指導計画を立てるためのアセスメントツールについて、「日本語教育の参照枠」との関連性を整理するとともに、周知等を行い、普及を図る。
- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員について、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年法律第 116 号）の規定に基づき安定的に確保するとともに、日本語教育機関認定法第 17 条第 1 項に基づき文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録日本語教員」という。）

² 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 令和 5 年 5 月調査 文部科学省

³ 「外国人の子供の就学状況等調査」 令和 5 年 5 月調査 文部科学省

をはじめとする日本語指導補助者や母語支援員の活用、日本語教育のコーディネーターの役割を果たす人材の配置など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。

- ・ 系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教師等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成、学校管理職の理解促進、教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す養成課程の設置促進、登録日本語教員の資格を持つ教師の採用・登用促進等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達特性、母語・母文化の重要性及び小学校教育との接続に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。
- ・ 外国人児童生徒等に対し、将来を見通した進路指導が提供されるよう、キャリア教育等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう促す。
- ・ 障害のある外国人児童生徒等が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人児童生徒等に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供・支援、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定するほか、来日前も含め外国人の子供やその保護者に向けて日本語教育や日本の教育制度等について情報発信を行う。
- ・ 学校における外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する地方公共団体の取組の支援等を通じ、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。

- ・ 夜間中学⁴は、生徒の約6割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）や「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。また、夜間中学における日本語指導の留意点をまとめたガイドラインの作成に向け、関係者等の協力を得つつ調査研究を実施する。
- ・ 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域における日本語教育（以下「地域日本語教育」という。）の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により、我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約40.2万人（令和6年末）⁵となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

また、日本語教育機関認定法の制定と、これに伴う「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号）の改正により、同法第2条第1項に基づき文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）であることが留学生に対し日本語教育を実施する要件とされ、留学生に対する日本語教育の質の維持向上が図られている。

⁴ 義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する学校であり、令和7年4月現在、全国26都道府県15指定都市に62校の公立の夜間中学が設置されている。

⁵ 法務省 令和7年3月14日公表

留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 認定日本語教育機関が企業や地方公共団体、大学・専門学校等と連携し、教育投資を得ながら質の高い日本語教育を提供するモデルの構築・普及等により、認定日本語教育機関の教育の質の更なる向上や、認定日本語教育機関における留学生の国内進学・就職等のモデルの構築を推進・支援する。
- ・ 大学が企業等と連携し、留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。
- ・ 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や円滑な就職及び定着に向けた体制整備等を行う、留学生受入れモデルの構築を推進する。
- ・ 企業から採用内定を得た留学生等に対して、職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約 230 万人（令和 6 年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成 2 年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加、平成 22 年の在留資格「技能実習」の創設及び平成 31 年の在留資格「特定技能」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に

基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要であり、関係省庁や関係機関が連携し、様々な在留資格や業種の外国人労働者に対する体系的な日本語教育の質的及び量的な充実を図ることが重要である。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。
- ・ 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ・ 看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
- ・ 特定技能外国人及び育成就労外国人の段階的な日本語能力向上のため、育成就労開始前、特定技能1号移行時及び特定技能2号移行時に一定の日本語能力を求める。また、受入れ機関に対し育成就労外国人に認定日本語教育機関等における講習機会を提供すること等を義務付けるほか、受入れ機関が日本語教育支援に積極的に取り組むためのインセンティブとなる優良な受入れ機関の要件等を設ける。
- ・ 特定技能外国人及び育成就労外国人に対し、日本語能力向上の機会が適切に提供されるよう、教材開発等の支援を行う。
- ・ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本における安定的な就労及び職場定着の促進を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等、コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 認定日本語教育機関が企業等と連携し、教育投資を得ながら質の高い日本語

教育を提供するモデルの構築・普及等により、外国人労働者に対する専門的な日本語教育の実施を促進する。

- ・ 就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

エ 難民等に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民等に対する日本語教育については、定住支援の一環として、条約難民⁶、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対する支援を行っている。

令和5年からは、条約上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき紛争避難民等を確実に保護するための補完的保護対象者⁷の認定制度が開始された。

また、第三国定住難民については、平成22年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れ⁸を開始し、令和2年度からは受入れの対象、人数等が拡大された⁹。

国は、引き続き、条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対し、定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講ずる。

⁶ 条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和56年条約第21号）に定義された難民の要件（※）に該当し、入管法によって認定された者をいう。

（※）人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。

⁷ 補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たす者をいう。

⁸ 第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。

⁹ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解、令和元年6月28日一部変更）

【具体的施策例】

- ・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対し、我が国への定住に必要とされる日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、定住先地域における円滑な就業や就学等を促進するため、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。
- ・ 難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域日本語教育は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和6年末現在、約161万人）をはじめ、我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一律ではない。外国人等の日本語学習の目的や意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の地域による偏りなど、日本語教育の実施環境、学習環境は地域による差が大きくなっている。

一方、令和2年に基本方針の閣議決定が行われた後、地域日本語教育の総合的な体制づくりが促進されるとともに、日本語教室がない市町村（以下「日本語教室空白地域」という。）は減少し、各地における取組の効果は一定程度出ていると言えるが、学習を希望する外国人に対して日本語教育が行き届いていないという課題は根強く指摘されている。

さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域日本語教育を担っており、今後は登録日本語教員の活用も期待されることから、都道府県及び市区町村、企業、

学校、認定日本語教育機関等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、一定水準の学習内容を示すこと、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。その際、外国人等や日本語教育機関等の地域的な偏りなどの状況を具体的に把握した上で、その状況に応じ、オンラインによる教育の提供等、多様な手段を含めて学習機会の確保について検討する必要がある。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力（「日本語教育の参照枠」におけるB1レベル相当）を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようにすることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議の設置や総括コーディネーターの配置、日本語教育の実施数や受入れ人数の増加等の日本語学習機会の拡充、域内の日本語学習支援者等の人材育成支援、「日本語教育の参照枠」の活用促進等、地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援する。さらに都道府県においては、市町村との連携を促し、域内地域や市町村における地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教室の運営の支援、域内の日本語教室空白地域解消促進、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修の支援等の充実を図る。
- ・ これらの取組を促進するため、地域日本語教育の総合的な体制づくりにおける、認定日本語教育機関や登録日本語教員をはじめとする専門機関・専門家の活用促進、複数の市町村による連携やオンラインの更なる活用などによる広域的な日本語教育の展開等を促進する。
- ・ 国の政策動向、地域日本語教育の総合的な体制づくりや日本語教室空白地域解消等の優良事例等の情報共有や周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施するとともに、全国に対するノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者や各地のコーディネーターとの情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の

機会の提供等に取り組み、地域日本語教育を推進する。

- ・ 一定数以上の外国人等が在住しているが、いまだ日本語教室空白地域等である地域に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のための日本語教育機会を確保する取組を推進するとともに、ICTを活用し、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材である日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の多言語による提供を行う。また、「日本語教育の参照枠」及びそれに基づく言語能力記述文の一つである「生活C a n d o」に対応した学習コンテンツの充実など、今後の外国人材の受入れの動向や社会情勢を鑑みた改修等を行う。
- ・ 地方公共団体においては対応が難しい、障害や文化的背景等に伴う日本語学習上の困難など、広域で共通する学習者の特性に対応した先進的な取組の普及を図る。
- ・ 地域日本語教育において直接日本語を指導する登録日本語教員等に対する研修や、地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、認定日本語教育機関、NPO等）との連携や地域日本語教育推進の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターに対する研修を実施する。

（２）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは、我が国への理解と関心を増進し、我が国と各国・地域との間の交流の担い手を育成するという、外交上の観点からも重要である。また、外国人等の日本企業への就職や我が国の大学等への留学、我が国における生活等の円滑化にも寄与するものである。主要国がそれぞれ自国言語の国際的な普及に努めている中で、我が国が海外における日本語教育の推進における取組を怠れば、外交面、経済面その他の不利益を被るおそれがある。日本文化への関心、我が国における就労や留学等、海外における日本語の学習目的が多様化する中で、各国・地域の状況に応じて日本語教育が持続的かつ適切に行われ、より多くの者に日本語教育の機会が提供できるよう、関係省庁が適切に連携し、また、国内外の関係機関や団体との連携・協力に努めつつ、現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。
- ・ J Fを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、J Fが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。
- ・ J Fを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、J F及び必要に応じ在外公館を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。

- ・ 将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、J Fを通じ、職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官、公務員、研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J F等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、特に中等教育段階で日本語学習者が多い東南アジアを中心とするアジア各国・地域に、日本語母語話者を日本語教師や学習者のパートナーとして派遣することにより、日本語授業の運営を支援するとともに、日本文化の紹介を通じて日本語学習の意欲を向上させ、現地の日本語教育振興を推進する。
- ・ 外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め、海外における日本語学習への関心の喚起を目的として、J Fを通じ、伝統文化からポップカルチャーまで、我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。
- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の中核的な日本語教育機関をはじめとした機関における日本語教育体制及び教材などの基盤整備の支援を行う。
- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいため、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。
- ・ 開発途上国からの要請に基づき、J I C Aを通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するJ I C A海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外在留邦人の子に対する日本語教育は、将来、日本へ帰国した際の就学や就職等に当たっての備えとしても重要である。さらに、海外に移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層

の拡大における活躍に加えて、多様な言語・文化背景を持つグローバル人材としての活躍が期待できる。こうした点を踏まえ、これらの者が日本をルーツに持つことを認識し、我が国に関する理解を深めることを促すため、また、これらの者が自身のルーツや置かれた環境を肯定的に捉えながら自ら未来を切り拓くことができるようにするため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、J Fを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、教材作成支援やネットワーク構築等、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。
- ・ 海外在留邦人学齢児童生徒に対し、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。
- ・ 在外教育施設における、登録日本語教員の支援員としての活用について検討を行い、必要な施策を講じる。
- ・ 中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、J I C Aを通じて、J I C A海外協力隊を中南米の日系社会にある日本語学校に派遣し、現地教師の日本語運用能力や指導技術向上、日系人の子供等を対象とした日本語の授業、日本文化紹介、日本語関連のイベント等を行うほか、日本国内におけるレベル別の研修を通じた現地日本語教師の育成や、同団体に対する助成金の交付を行う。

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会を開催するとともに、地域日本語教育に関連する会議の開催、各地における地域日本語教育のシンポジウム等の開催支援、地域住民が参画する日本語教育プログラム実施の支援等を行い、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。
- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口を文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、地方公共団体に対し、各地の日本語教室等の情報一覧をはじめとする地域日本語教育に関する情報を周知するための支援を行う。
- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。

3 日本語教育の水準の維持向上等

（１）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

我が国における日本語教育については、教育の質の確保のための仕組みが不十分であることや、日本語学習者等が日本語教育機関を選択する際に教育水準について正確で必要な情報を得ることが困難であること等が指摘されてきた。こうした課題に対応するため、日本語教育機関認定法により、令和6年度から、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する、日本語教育機関認定制度が創設された。

日本語教育機関認定制度を着実に実施するとともに、認定日本語教育機関における日本語教育の質を向上させるために必要な施策や、関係省庁が連携した認定日本語教育機関の活用を促進する措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 認定日本語教育機関認定基準等に基づく認定日本語教育機関の認定の審査や、認定日本語教育機関による定期報告、認定日本語教育機関に対する実地視察等、日本語教育機関認定制度を着実に実施する。
- ・ 育成就労制度において受入れ機関に対し育成就労外国人に認定日本語

教育機関等における講習機会を提供することを義務付ける等、認定日本語教育機関が実施する日本語教育課程を、国の各種制度等に位置付けることにより、認定日本語教育機関の活用を促す。

- ・ 国が運用する「日本語教育機関認定法ポータル」による日本語教育関係者に向けた認定日本語教育機関等についての情報発信や、関係省庁が連携した関係者への周知により、認定日本語教育機関等の活用を促す。
- ・ 認定日本語教育機関が企業や地方公共団体、大学・専門学校等と連携し、教育投資を得ながら質の高い日本語教育を提供するモデルの構築・普及等により、認定日本語教育機関の教育の質の更なる向上を図る。
- ・ J F を通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力してカリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

（２）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教育機関認定法により、令和 6 年度から新たに登録日本語教員制度が創設された。日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての日本語教員試験に合格し、同法第 45 条第 1 項に規定する登録実践研修機関（以下単に「登録実践研修機関」という。）が実施する実践研修を修了した者を、文部科学大臣が登録日本語教員として登録するとともに、同法第 61 条に基づき文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録日本語教員養成機関」という。）が実施する養成課程を修了した者は日本語教員試験の一部が免除されることとなった。

国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図ることが必要であり、そのためには日本語教師の専門性が社会において適切な評価を受ける環境の整備が重要である。

これを踏まえ、登録日本語教員制度の着実な実施、登録日本語教員の活用促進、登録日本語教員を養成する機関の質の向上並びに日本語教育人材の資

質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教員試験の実施や、登録日本語教員を養成する登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の文部科学大臣による登録、登録後の実地視察等、登録日本語教員制度を着実に実施するとともに、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の質の向上や、教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色のある養成課程の充実を図る。また、日本語教員試験については、受験機会の拡大等のため、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式による実施について検討する。
- ・ 「日本語教育機関認定法ポータル」において登録日本語教員についての情報を発信し、登録日本語教員のキャリア形成を支援するとともに活用を促す。
- ・ 外国人児童生徒に対する日本語教育体制を充実するための学校における登録日本語教員の活用促進や、海外の日本語教育における登録日本語教員の活用等、認定日本語教育機関に限らない場での登録日本語教員の活用を促す。
- ・ 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年3月文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の研修の普及を図り、日本語教育人材の能力の向上やキャリア形成を支援する。
- ・ 日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により、日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備する。
- ・ 地域日本語教育において直接日本語を指導する登録日本語教員等に対する研修や、地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、認定日本語教育機関、N P O等）との連携や地域日本語教育推進の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターに対する研修を実施する。【再掲】
- ・ 国の政策動向、地域日本語教育の総合的な体制づくりや日本語教室空白地域解消等の優良事例等の情報共有や周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】
- ・ J Fを通じ、日本語教師の養成を行う大学等による学生の海外実習等

の取組を支援するとともに、各種海外派遣プログラムにより登録日本語教員を始めとする日本語教育人材が海外で活躍する機会を提供する。

- ・ J F等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
- ・ J I C Aを通じ、帰国した J I C A海外協力隊員が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって、自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが必要であるが、出身、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は様々ではない。国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることを可能とするため、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みとして「ヨーロッパ言語共通参照枠（C E F R）」（以下「C E F R」という。）を参考にした「日本語教育の参照枠」が示された。

国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」が多様な日本語教育の現場において共通の指標として用いられ、日本語教育関係者や日本語学習者がお互いの教育実践をめぐる知見を共有し連携することにより、日本語教育の質の更なる向上が図られることが重要であることを踏まえ、「日本語教育の参照枠」等を普及させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 社会通用性を高めるため、国内外の日本語教育機関や地方公共団体・経済団体・企業、登録日本語教員をはじめとする日本語教育に携わる者等に対して、「日本語教育の参照枠」の理解を促進するための周知等を行う。
- ・ 国内外における日本語教育が円滑に行われるよう、在留資格制度をはじめ

めとする国の各種制度における日本語能力要件等について、「日本語教育の参照枠」に基づいたものとし、制度及び教育環境の整備を行う。

- ・ 日本語教育機関等における日本語教育プログラム編成が適切に行われるよう、「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」（令和4年2月文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ）や「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデルの普及等により、「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラム作成や評価等の実施を促進する。
- ・ 日本語教育機関認定制度において、「日本語教育の参照枠」を参照して教育課程を編成及び実施する機関を認定日本語教育機関として認定し、「日本語教育の参照枠」に関する基本的な理解を含めた、日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有する者を登録日本語教員として登録する。
- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえて作成された、生活場面において日本語使用が想定される「生活上の行為の事例」を言語活動別に例示した生活分野における言語能力記述文である「生活C a n d o」の普及を目指し、地方公共団体や地域日本語教育を行う日本語教育機関等に対して活用促進を行う。
- ・ 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、J Fを通じ、C E F Rを参考にした「日本語教育の参照枠」と考え方を共有する「J F日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材（インターネット上の教材を含む。）の開発及び普及等の取組を行う。

5 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として国内外で様々な日本語能力を判定する試験が実施されている。各試験が判定する日本語能力についての共通の指標として「日本語教育の参照枠」が整備され、日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応付けの手続きが示された。

日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し、学習・教育内容や方法の多様化が進む中、外国人等の利便性を高め、また、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも、日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応付けを促進する

必要がある。

また、認定日本語教育機関の教育課程をはじめとする日本語教育の現場においては、それぞれの状況に応じて試験やそれ以外の手法を活用して「日本語教育の参照枠」に基づく学習者の日本語能力の評価が適切に行われることが重要である。

このため、「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力の評価の普及に向けて、必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語能力の判定試験等の対応付けの手続きを含めた「日本語教育の参照枠」について、周知を行う等により普及を図る。
- ・ 「日本語教育の参照枠」を活用した教育プログラム受講者の評価手法や「日本語教育の参照枠」のレベルごとの学習者の産出能力に関する事例等について調査研究を行う。
- ・ 国内外で実施されている「日本語能力試験」(J L P T)について、C E F R レベルの参考表示等、「日本語教育の参照枠」との対応付けのための施策を講じつつ、関係省庁や関係機関が連携し、適正に実施する。在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れ実現のため、C E F R 及び「J F 日本語教育スタンダード」に基づき開発した「国際交流基金日本語基礎テスト」(J F T - B a s i c) を適正に実施するとともに、育成就労制度の立上げに向けて必要となる試験について、開発を推進する。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1) 日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており、日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから、日本語教育を一層推進するために、日本語教育の実態を調査し、課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 国内における日本語教育に関する実態調査や、「日本語教育の参照枠」に基づく日本語教育の内容や学習者の評価手法、I C T を活用した遠隔教

育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。

- ・ 日本語教育機関認定法に基づく認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関による教育の実施状況等についての文部科学省への定期報告の制度を適切に運用し、日本語教育に関する情報を収集する。
- ・ 各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、さらに、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、J Fにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育関係者に向けて認定日本語教育機関や登録日本語教員等についての情報発信を行う「日本語教育機関認定法ポータル」を公開・運用する。
- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会を開催するとともに、地域日本語教育に関連する会議の開催、各地における地域日本語教育のシンポジウム等の開催を行い、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。**【再掲】**
- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口を文

部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、地方公共団体に対し、各地の日本語教室等の情報一覧をはじめとする地域日本語教育に関する情報を周知するための支援を行う。【再掲】

- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。【再掲】
- ・ 職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために、企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。
- ・ 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、CEFRを参考にして開発した教材、eラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ、日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報、各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果、日本語試験の情報等、海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

（１）日本語教育推進会議・日本語教育推進関係者会議

文部科学省、外務省その他の関係行政機関の相互の調整を行い、日本語教育の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に推進するため、日本語教育推進法第27条第1項に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。

日本語教育推進会議においては、関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して、日本語教育推進法第27条第2項に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において、日本語教育の専門家、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者等の関係当事者の意見を聴く。

（２）地方公共団体における推進体制

地方公共団体は、関係機関・関係者（日本語教育を行う機関、企業、地域国際化協会、NPO等）との連携の強化、基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進す

るための基本的な方針の策定¹⁰、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また、地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。

2 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

以上

¹⁰ 日本語教育の推進に関する基本方針を策定する際には、各地方公共団体が地域ごとの実情に応じて、次のような柔軟な対応をとることが考えられる。

- ・「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的に関連する計画と一体的に整備する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- ・都道府県と市区町村、あるいは複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定する。
- ・都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施する。
- ・既に類似の方針を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、当該方針をもって代えることができるものとする。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。